

高知県漁協経営基盤強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県漁協経営基盤強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、県1漁協構想の実現に不可欠な高知県漁業協同組合（以下「補助事業者」という。）の経営基盤を強化するため、補助事業者が経営に必要な運転資金を確保し資金繰りの円滑化を図ることを目的として実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業の事業種目、補助対象経費及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。ただし、各事業種目ごとに算出された交付額の合計金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

事業種目	補助対象経費	補助率
(1)債権の管理及び回収体制の強化	<ul style="list-style-type: none">債権の管理及び回収に必要な債務者の現状把握及び回収方策の検討会の開催に要する経費（旅費、会場費、印刷製本費等）債権の管理及び回収に係る能力向上を目的とした会議の開催に要する経費（旅費、会場費、印刷製本費等）	2分の1以内
(2)債権回収アドバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none">補助事業者が実施する債権の管理及び回収業務に関して債務者ごとの指導及び助言等を行う債権回収アドバイザーの委嘱に要する経費	

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額を30パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更の場合

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 4 条第 2 項のただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 4 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（状況報告）

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（情報の開示）

第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 20 日（閉会日の翌日）から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号及び第 2 号、第 8 条、第 9 条第 3 項並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第 4 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第5条、第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

生年月日

平成 年度高知県漁協経営基盤強化事業費補助金交付申請書

平成 年度において高知県漁協経営基盤強化事業を実施したいので、高知県漁協経営基盤強化事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円
の交付を申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 事業実施計画

(単位：円)

事業種目	実施内容	事業費

3 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

第2号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名 印

平成 年度高知県漁協経営基盤強化事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定の通知がありました平成 高知県漁協経営基盤強化事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県漁協経営基盤強化事業費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容（補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の内容を上段に括弧書きしてください。）

第3号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名 印

平成 年度高知県漁協経営基盤強化事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定通知に基づき、下記のとおり平成 年度高知県漁協経営基盤強化事業を実施しましたので、高知県漁協経営基盤強化事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の効果

2 事業の実績

(単位：円)

事業種目	実施内容	事業費

3 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	実績額	備考
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	実績額	備考
計		

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名 印

平成 年度消費税控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました、平成 年度高知県漁協経営基盤強化事業費補助金について、高知県漁協経営基盤強化事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |